

## 特別養護老人ホーム高瀬荘内入所判定委員会のための情報収集について

「特別養護老人ホーム 入所申込書（大北内特養共通様式）」最下段「同意書」より抜粋

「私は、特別養護老人ホームに入所申込みをするにあたり、施設内入所判定委員会での検討のため、保険者又は居宅介護支援事業所から必要事項の確認をすることに同意します。また要介護認定の介護度が1・2の場合、市町村の関与のもと、身体状況等の調査書を作成し、北アルプス広域連合老人ホーム等入所判定委員会において特例入所の必要性について調査審議することに同意します。」

### 特別養護老人ホーム高瀬荘での入所判定業務及び入所調整業務に伴い

1. 「特別養護老人ホーム 入所申込書」に記載された申込者（連絡先）へ連絡すること
2. 「特別養護老人ホーム 入所申込書」に「担当の居宅介護支援事業所等」に記載された居宅介護支援事業所等並びに担当者へ連絡し情報提供を受けること
3. 「特別養護老人ホーム 入所申込書」に「現況及び医療状況」に記載された入所（入院）中の施設（病院）並びに担当者へ連絡し情報提供を受けること
4. 情報提供をもとに、ご本人のお過ごしの場所（ご自宅・デイサービス等通所先の事業所・老人保健施設等入所施設・病院等）での面談等により情報を収集すること
5. 情報の収集に際し、ご本人のお顔、お身体及び住環境、使用物品等の写真や動画を撮影し入所判定委員会等で資料開示すること
6. 情報提供や収集、連絡には、ご本人、各担当者等との面談や電話等によるもの以外に、紙媒体や電子媒体での直接の手渡しや郵送、FAX、E-mail や通信アプリ等を使用すること

**を許可します**

### 情報収集等の停止等について

他の特別養護老人ホームへの入所・介護保険受給者資格喪失（要介護度の改善や逝去等）以外で、情報収集を停止（中止）したい場合は、「特別養護老人ホーム 入所申込書」に記載された申込者（連絡先）が特別養護老人ホーム高瀬荘（0261-62-4181）担当者へその旨をお申し出ください。情報収集及び入所判定業務を停止（取下）し、その時点までに収集した情報を削除（返却は致しません）、入所判定委員会等での使用を中止します。なお、区域外へ転居（保険者が北アルプス広域連合以外となった時 例：池田町→安曇野市豊科の親族宅や住民票を移動後のサービス付き高齢者向け住宅等への入居）した場合は介護保険情報の提供が受けられませんので、申込者より連絡や問い合わせがない限り、転居等確認より3基準日後（概ね1年後 基準日：4/1・7/1・10/1・1/1）に取下げがあったものとして処理します。

**以上の内容を確認しました**

令和 年 月 日

氏名